寝屋川市上下水道事業管理者職務代理者

別紙排水施設協議完了書のとおり

排水施設変更協議書

| | 住 所 |
|----------|--------------------------------------|
| 申請者 | |
| | 氏 名 TEL |
| 代理人 | |
| 排水施設設置場所 | |
| 目的 | |
| 建築予定戸数 | |
| (計画内容) | |
| 計画添付図面 | 位置図 (1/2500~1/3000)・土地利用計画図・排水計画平面図・ |
| | 断面図・構造図・(変更前・変更後) |
| 上下水道局 | |
| | |

排水施設変更協議完了届

寝屋川市上下水道事業管理者職務代理者 様

排水施設工事場所 寝屋川市

協議内容

- ① 寝屋川市開発事業に関する指導要綱を遵守し、施工を行います。
- ② 別紙(排水計画図)のとおり排水施設設置工事を行います。施工中、計画に変更等が生じる場合は事前に担当課と協議を行い、許可を受けます。
- ③排水施設管理者と協議を行いました。
- ④ 排水施設接続先の清掃を必ず行います。(雨水・汚水・合流)
- ⑤ 区画変更等により、公共汚水桝が不用になった時は、本管部で閉塞し、取付管を撤去いたします。
- ⑥ 開発予定地において、不要な既設汚水桝については、本管部で閉塞し、取付管を撤去いたします。
- ⑦ 開発予定地の地下埋設物については、申請者で十分な調査を行い、支障がある と認められた時は別途協議とし、移設等が必要な時は申請者の費用において移 設を行います。
- ⑧ 検査完了後、すみやかに排水施設等の無償譲渡申請書及び電子データ (PDF 形式・DXF形式) を提出します。
- ⑨ 管路用地等、土地の譲渡が発生する場合は、無償譲渡申請書の提出までに申請者の責任と負担により、無償譲渡される用地の分筆登記(所有権以外の権利が登記されている場合は、その抹消等)を行った上でその用地の登記承諾書、土地所有者の印鑑証明書等、その他所有権移転登記に必要な一切の書類を提出します。

上記の協議内容について、異議なく合意いたします。

住 所

申請者

氏 名